

三木市記者発表資料 (令和4年11月22日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 税務課	課長 西本正仁 (内線 2320)	市民税係	0794-82-2000 (内線 2319)

タイトル
<b>税申告の受付を税務署と合同開催 ～みっきいホールで確定申告を受け付けます～</b>
内 容
<p>従来、市と税務署がそれぞれ別会場で実施していた住民税申告及び確定申告の受付について、令和5年から市役所みっきいホールにおいて合同開催します。</p> <p><b>1 申告受付内容</b></p> <p>(1) 申告期間及び時間 ア 期間 令和5年2月2日(木)～3月15日(水) イ 時間 午前9時～午後4時 (土日祝日は除きます。)</p> <p>(2) 申告会場 市役所みっきいホール</p> <p><b>2 主な変更点</b></p> <p>(1) 申告受付の期間及び時間を延長 申告期間及び受付時間を延長し、来庁者の分散、待ち時間の減少や密対策を図ります。 (従来の2月16日～3月15日から10日間延長) (受付終了時間を午後3時30分から30分延長)</p> <p>(2) 警備員を配置 文化会館駐車場に警備員を配置し、来庁者の誘導等に当たります。</p> <p>(3) 税務署のLINE申込システムの活用 会場での受付に加え、税務署のLINE申込も利用することで、申告者が比較的混雑しない時間を指定できるなど、利便性の向上及び待ち時間の減少を図ります(システムの準備が整い次第、改めて発表します)。</p> <p><b>3 その他</b> 吉川支所においても、本庁と同じ期間で開催します。</p> <p><b>セールスポイント</b></p> <p>従来、別々の会場で実施していた住民税申告と確定申告の受付を同一会場で実施することにより、市民の皆さまがいずれの申告に該当するか判断に迷うことなく申告会場にお越しいただくことができます。 併せて、申告期間等の延長により市民サービスの向上を図ります。</p>